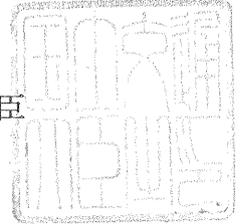


別添

国総情交第152号
平成22年1月18日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

自動車輸送統計調査

主管部課	総合政策局情報政策本部 情報安全・調査課交通統計室
事務担当者	須藤 正哉 電話 03 (5253) 8346



申請事項記載書

1 調査の名称

自動車輸送統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>自動車輸送統計調査要綱</p> <p>2 調査の目的 自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 ア <u>貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に規定する貨物自動車運送事業並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所</u> イ <u>貨物及び人の輸送の用に供する自動車</u> ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 <u>(ア) 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車(旅客自動車に限る)及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車</u></p>	<p>自動車輸送統計調査要綱</p> <p>2 調査の目的 自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策、交通政策及び<u>経済計画、交通計画</u>を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 <u>国土交通大臣が選定する自動車</u> ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、登録を受けない自動車。軽自動車については、<u>検査対象外軽自動車</u></p>	<p>・表現の適正化のため</p> <p>・調査対象の抽出方法を車両単位から事業所単位に変更するため</p> <p>・自家用旅客自動車等を調査対象から削除するため</p>

<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p><u>別表における調査票様式の区分ごとに、次に掲げる数のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 第1号様式の1及び第1号様式の2 約2,000事業所(母集団事業所数約15万事業所)</u></p> <p><u>イ 第2号様式 約9,700両(母集団数約637万両)</u></p> <p><u>ウ 第3号様式 約250両(母集団数約11万両)</u></p> <p><u>エ 第4号様式 約500両(母集団数約27万両)</u></p> <p><u>オ 第3号様式の2 約800事業所</u></p> <p><u>カ 第3号様式の3 約3,200事業所</u></p> <p><u>キ 第3号様式の4 約100事業所</u></p> <p>(2) 選定の方法</p> <p><u>ア 国土交通大臣は、別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、自動車運送事業者情報に基づく事業所単位による層化抽出により調査対象の事業所を選定する。</u></p> <p><u>なお、抽出における層は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 地域別(運輸局)</u></p> <p><u>(イ) 保有車両規模別</u></p> <p><u>また、第1号様式の2の調査票による調査については、第1号様式の1で選定した事業所が保有する自動車のうち、車種別(普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車及び軽貨物自動車)にそれぞれ自動車登録番号の小さいものから2台選定する。</u></p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数</p> <p><u>大調査月約3万2千両、小調査月約1万両(母集団数約7,600万両)</u></p> <p>(2) 選定の方法</p>	<p>・調査対象の範囲等の変更に伴い、調査票様式の区分ごとに報告を求める数を記載するため</p> <p>・事業用貨物自動車について車両単位から事業所単位による層化抽出に変更するため</p>
---	--	--

<p>イ 国土交通大臣は、別表のうち、<u>第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車登録ファイル等に基づく車両単位による層化抽出により調査対象の自動車を選定する。</u></p> <p>なお、抽出における層は、次のとおりとし、<u>抽出に当たっては、系統抽出の方法を用いる。</u></p> <p>(ア) 地域別 (運輸監理部及び運輸支局)</p> <p>(イ) 業態別 (<u>事業用自動車及び家用自動車</u>)、車種別 (普通貨物自動車、<u>小型貨物自動車</u>、<u>特種用途自動車</u>、<u>乗合旅客自動車</u> (事業用自動車に限る。)) 及び乗用自動車 (事業用自動車に限る。))</p>	<p>ア 国土交通大臣は、別表のうち、<u>第1号様式、第1号様式の2、第3号様式、第3号様式の2、第4号様式、第5号様式、第5号様式の2、第6号様式、第6号様式の2、第7号様式又は第7号様式の2の調査票による調査については、車両単位による層化抽出により調査対象の自動車を選定する。</u></p> <p>なお、抽出における層は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 地域別 (運輸監理部・運輸支局)</p> <p>(イ) 業態別 (<u>事業用車・家用車</u>)、車種別 (普通貨物自動車・<u>小型貨物自動車</u>・<u>特種自動車</u>・<u>軽貨物自動車</u>・<u>乗合旅客自動車</u>・<u>乗用車</u>・<u>軽乗用車</u>)</p> <p>(ウ) <u>最大積載量又は乗車定員別</u></p> <p>(エ) <u>使用燃料別</u> (ガソリン・軽油・LPG・その他)</p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止、自家用旅客自動車の調査対象からの削除等に伴う調査票様式の番号変更、燃料消費量の調査事項からの削除に伴う系統抽出方法の変更等のため</p>
<p>ウ 国土交通大臣は、別表のうち、<u>第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、すべての事業所を選定する(ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る)。</u></p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア <u>別表のうち、第1号様式の1及び第1号様式の2の調査票による調査については、貨物自動車運送事業を営む者とする。</u></p> <p>イ <u>別表のうち、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車検査証に記載されている</u></p>	<p>イ 国土交通大臣は、別表のうち、<u>第2号様式、第4号様式の2、第4号様式の3又は第4号様式の4の調査票による調査については、該当するすべての自動車を選定する。</u></p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>ア <u>報告義務者は、自動車検査証に記載されている自動車の使用者とする。運輸監理部長又は運輸支局長は、当該使用者が現</u></p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止に伴う調査票様式の番号変更及び道路運送法の改正に伴う事業区分の変更に対応するため</p> <p>・調査対象の抽出方法を車両単位から事業所単位に変更するため</p> <p>・表現の適正化のため</p>

<p><u>自動車の使用者とする。</u></p> <p>ウ <u>別表のうち、第3号様式の2の調査票による調査については、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の3の調査票による調査については、一般貸切旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の4の調査票による調査については、特定旅客自動車運送事業を営む者とする。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア <u>別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 保有車両数</u></p> <p><u>(イ) 走行距離</u></p> <p><u>(ウ) 輸送貨物の品目及び重量</u></p> <p><u>(エ) 前各号に関連する事項</u></p> <p>イ <u>別表のうち、第1号様式の2、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 自動車の種類</u></p> <p>(イ) 主な用途 (旅客自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び貨物自動車のうち事業用自動車に限る。)</p> <p>(ウ) 最大積載量又は乗車定員</p> <p><u>(エ) 輸送回数</u></p> <p><u>(オ) 輸送区間</u></p> <p><u>(カ) 走行距離</u></p>	<p><u>実に調査事項を報告できないと認めるときは、別に報告義務者を指定する。</u></p> <p>イ <u>調査票第2号様式については、一般貨物自動車運送事業者のうち特別積合せ貨物運送を行う事業者、第4号様式の2については、一般乗合旅客自動車運送事業者、第4号様式の3については、一般貸切旅客自動車運送事業者、第4号様式の4については、特定旅客自動車運送事業者とする。</u></p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア <u>報告を求める事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 自動車の種類 (貨物自動車に限る。)</u></p> <p>(イ) 主な用途 (旅客自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び貨物自動車のうち事業用自動車に限る。)</p> <p>(ウ) 最大積載量又は乗車定員</p> <p><u>(エ) 燃料の種類</u></p> <p><u>(オ) 燃料消費量</u></p> <p><u>(カ) 走行回数</u></p> <p><u>(キ) 走行区間</u></p> <p><u>(ク) 走行距離</u></p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止及び廃止に伴う調査票様式の番号変更のため</p> <p>・調査対象の範囲等の変更に伴い、調査票様式の区分ごとに報告を求める事項を記載するため</p> <p>・また、ニーズの変化、他の統計による代替等に伴い、特別積合せトラック調査に係る事項、燃料消費量、高速自動車国道の利用の有無等を削除するため</p>
---	--	---

<p><u>(キ) 輸送貨物の重量又は輸送人員</u></p> <p><u>(ク) 輸送貨物の品目（貨物自動車に限る。）</u></p> <p><u>(ケ) 休車日数</u></p> <p><u>(コ) 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類（貨物自動車のうち、家用自動車に限る。）</u></p> <p><u>(サ) 前各号に関連する事項</u> <u>ウ 別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 輸送人員</u></p> <p><u>(イ) 走行距離</u></p> <p><u>(ウ) 運行回数</u></p> <p><u>(エ) 保有車両数</u></p> <p><u>(オ) 前各号に関連する事項</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 ア 調査対象自動車1両の調査期間は、貨物自動車については毎月7日間、旅客自動車については毎月3日間とする。</p>	<p><u>(ケ) 高速自動車国道の利用の有無</u></p> <p><u>(コ) 走行目的（事業用自動車以外の自動車に限る。）</u></p> <p><u>(サ) 輸送貨物の重量又は乗車人員</u></p> <p><u>(シ) 輸送貨物の個数（特別積合せ貨物運送の用に供する事業用自動車に限る。）</u></p> <p><u>(ス) 輸送貨物の品名（貨物自動車に限る。）</u></p> <p><u>(セ) 輸送貨物の取扱いの種別（特別積合せ貨物運送の用に供する事業用自動車に限る。）</u></p> <p><u>(ソ) 運行の用に供しないときは、その日数</u></p> <p><u>(タ) 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類</u></p> <p><u>(チ) 前各号に関連する事項</u></p> <p><u>イ 調査票の様式は別表第1号様式から第7号様式の2までのとおりとする。</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 ア 調査対象車両1両の調査期間は、貨物自動車については毎月7日間、旅客自動車については3日間とする。</p> <p><u>イ 別表のうち、第2号様式の調査票による特別積合せトラック調査の調査期間は毎年6月</u></p>	<p>・調査票様式は前記4(1)で記載のため削除</p> <p>・特別積合せトラック調査の廃止及び廃止に伴う調査票様式の番号変更のため</p>
--	--	---

<p>イ 別表のうち、<u>第1号様式の1、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4</u>の調査票による調査の調査期間は、毎月1か月間とする。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 <u>国土交通省－民間事業者－報告義務者</u></p> <p>(2) 調査方法 (<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p>	<p>及び10月の中から、<u>国土交通大臣が指定する各7日間を原則とする。</u></p> <p>ウ 別表のうち、<u>第4号様式の2、第4号様式の3又は第4号様式の4</u>の調査票による調査の調査期間は毎月1か月間とする。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 ア 別表のうち、<u>第2号様式の調査票による調査以外</u> <u>国土交通省－各地方運輸局－運輸監理部又は各運輸支局－調査員－各報告義務者</u> ただし、別表のうち、<u>第4号様式の2、第4号様式の3及び第4号様式の4</u>の調査票による報告は、<u>国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年国土交通省令第二十五号)第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u>この場合、<u>国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに調査票が運輸監理部又は各運輸支局に提出されたものとみなす。</u></p> <p>イ 別表のうち、<u>第2号様式の調査票による調査</u> <u>国土交通省－各地方運輸局－運輸監理部又は各運輸支局－各報告義務者の自計郵送</u></p> <p>(2) 調査方法 (<input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 ())</p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止及び地方支分部局経由の調査から本省直轄の調査に変更するため</p> <p>・なお、オンラインによる調査方法については後記(2)及び7(2)に移行</p> <p>・調査員調査から郵送調査による自計方式に調査方法を変更す</p>
---	---	--

<p>ア <u>調査は、郵送・自計方式により行う。</u> <u>ただし、別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査への報告は、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u></p> <p>イ <u>調査票の配布及び回収、照会対応等の業務を民間事業者に委託する。</u></p>	<p>ア <u>貨物自動車に関する調査は、別表のうち、第1号様式、第1号様式の2、第2号様式、第3号様式、又は第3号様式の2の調査票による自計報告</u></p> <p>イ <u>旅客自動車に関する調査は、別表のうち、第4号様式、第4号様式の2、第4号様式の3、第4号様式の4、第5号様式、第5号様式の2、第6号様式、第6号様式の2、第7号様式又は第7号様式の2の調査票による自計報告</u></p> <p>ウ <u>統計調査員</u> <u>（ア）調査に関する事務に従事させるため、統計法第14条の規定により、統計調査員を置く。</u> <u>（イ）統計調査員は、地方運輸局長が任命する。</u></p>	<p>るため ・なお、オンラインによる調査の対象の範囲を前記(1)から移行</p>
<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 <u>毎月</u></p>	<p>7 報告を求める期間 (1) 調査の周期 ア <u>大調査は、毎年2月、6月及び10月の年3回とし、大調査月を除く月は、小調査月とする。</u> イ <u>別表のうち、第2号様式の調査票による特別積合せトラック調査は、毎年6月及び10月の年2回とする。</u> ウ <u>別表のうち、第4号様式の2、第4号様式の3又は第4号</u></p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止及び調査対象の範囲の変更等に伴う大調査と小調査の区分の廃止のため</p>

<p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>報告義務者は調査票に所定の事項を記入し、調査の期間満了後15日以内に<u>国土交通大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>なお、報告が<u>電子情報処理組織</u>を使用して行われた場合、<u>国土交通省</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに調査票が<u>国土交通大臣</u>に提出されたものとみなす。</p> <p>8 集計事項</p> <p>集計事項は、<u>別添</u>のとおりとする。</p> <p><別添></p> <p>1 総括表</p> <p>(1) <u>輸送トン数の推移</u></p> <p>(2) <u>輸送トンキロの推移</u></p> <p>(3) <u>輸送人員の推移</u></p> <p>(4) <u>輸送人キロの推移</u></p> <p>2 貨物輸送</p> <p><u>2-1 貨物輸送量</u></p> <p><u>2-2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数</u></p> <p><u>2-3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ</u></p> <p><u>2-4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ</u></p> <p><u>2-5 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トン数</u></p> <p><u>2-6 6 大都府県別・業態</u></p>	<p><u>様式の4</u>の調査票による調査は、毎月とする。</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>報告義務者は調査票に所定の事項を記入し、調査の期間満了後7日以内に<u>運輸監理部長</u>又は<u>運輸支局長</u>に提出(<u>当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域に使用の本拠を有するものに限る。</u>)しなければならない。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 集計事項は、<u>ア、イ、ウ及びエ</u>のとおりとする。</p> <p><u>ア 毎月の集計事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 地方運輸局別 (運輸監理部は近畿運輸局を含む)・業態別・車種別輸送トン数</u></p> <p><u>(イ) 地方運輸局別 (運輸監理部は近畿運輸局を含む)・業態別・車種別走行キロ</u></p> <p><u>(ウ) 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トン数</u></p> <p><u>(エ) 6 大都府県別・業態別・車種別走行キロ</u></p> <p><u>(オ) 業態別・車種別・品目別輸送トン数</u></p> <p><u>(カ) 地方運輸局別 (運輸監理部は近畿運輸局を含む)・品目別輸送トン数</u></p> <p><u>(キ) 地方運輸局別 (運輸監理部は近畿運輸局を含む)・業態別・車種別輸送人員</u></p> <p><u>(ク) 6 大都府県別・業態別・車</u></p>	<p>・地方支分部局経由の調査から本省直轄の調査に変更するため</p> <p>・なお、オンラインによる報告が行われた場合を前記6(2)と区分して記載</p> <p>・特別積合せトラック調査の廃止、自家用旅客自動車等の調査対象からの削除、燃料消費量、高速自動車国道の利用の有無等の調査事項からの削除及び大調査と小調査の区分の廃止に伴う集計事項の変更のため</p>
--	--	--

<p style="text-align: center;"><u>別・車種別輸送トンキロ</u></p> <p><u>2-7 業態別・車種別・品目別輸送トン数</u></p> <p><u>2-8 地方運輸局別・品目別輸送トン数</u></p> <p>3 旅客輸送</p> <p><u>3-1 旅客輸送量</u></p> <p><u>3-2 地方運輸局別・車種別輸送人員</u></p> <p><u>3-3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ</u></p> <p><u>3-4 地方運輸局別・車種別能力人キロ</u></p> <p><u>3-5 6 大都府県別・車種別輸送人員</u></p> <p><u>3-6 6 大都府県別・車種別輸送人キロ</u></p> <p><u>3-7 営業用バス（乗合・貸切）都道府県別輸送量</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>種別輸送人員</u></p> <p><u>(ケ) 営業用乗合旅客自動車都道府県別輸送人員</u></p> <p><u>(コ) 営業用乗合旅客自動車都道府県別走行キロ</u></p> <p><u>イ 大調査月の集計事項は、アに掲げるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・業態別・車種別輸送トンキロ</u></p> <p><u>(イ) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・業態別・車種別能力トンキロ</u></p> <p><u>(ウ) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・業態別・車種別燃料消費量</u></p> <p><u>(エ) 都道府県別・業態別輸送トン数</u></p> <p><u>(オ) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・業態別・車種別輸送人キロ</u></p> <p><u>(カ) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・業態別・車種別能力人キロ</u></p> <p><u>(キ) 都道府県別・業態別輸送人員</u></p> <p><u>(ク) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・車種別・目的別輸送人員</u></p> <p><u>(ケ) 地方運輸局別（運輸監理部は近畿運輸局に含む）・車種別・目的別輸送人キロ</u></p> <p><u>ウ 大調査月のうち、細目集計事項は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 距離帯別・業態別・車種別輸送トン数</u></p> <p><u>(イ) 業態別・県内県際県外別輸送トン数</u></p> <p><u>(ウ) 都道府県別・発着別輸送トン数</u></p>	
---	---	--

	<p><u>(エ) 品目別・距離帯別輸送トン数</u></p> <p><u>(オ) 距離帯別・業態別・車種別輸送人員</u></p> <p><u>(カ) 都道府県別・発着別輸送人員</u></p> <p><u>(キ) 走行目的別・距離帯別輸送人員</u></p> <p><u>(ク) 業態別・車種別・高速自動車国道利用の有無別輸送トン数</u></p> <p><u>(ケ) 業態別・車種別・高速自動車国道利用の有無別輸送人員</u></p> <p><u>エ 特別積み合わせトラック調査の集計事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア) 品目別輸送トン数</u></p> <p><u>(イ) 品目別輸送トンキロ</u></p> <p><u>(ウ) 品目別・距離帯別輸送トン数</u></p> <p><u>(エ) 品目別・都道府県別・発着別輸送トン数</u></p> <p><u>(オ) 品目別・都道府県別輸送トンキロ</u></p> <p><u>(カ) 取扱別・都道府県別輸送トン数</u></p> <p><u>(キ) 取扱別・都道府県別輸送個数</u></p> <p><u>(2) 集計方法は、ア、イ、ウ及びエのとおりとする。</u></p> <p><u>ア 運輸監理部長又は運輸支局長は、受理した調査票を審査整理し、地方運輸局長に送付する。</u></p> <p><u>ただし、第4号様式の2、第4号様式の3及び第4号様式の4による報告が電子情報処理組織を使用してなされた場合は、運輸監理部長又は運輸支局長が審査整理を終了したと</u></p>	<p>・地方支分部局経由の調査から本省直轄の調査に変更等のため削除</p>
--	--	---------------------------------------

<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>国土交通大臣は、集計の結果をインターネット等を利用して毎月の分については、「<u>自動車輸送統計月報</u>」により、その年度合計分については、「<u>自動車輸送統計年報</u>」によりそれぞれ公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>毎月の分については、調査月経過後2か月以内に、その<u>年度</u>合計分については、調査年度経過後6</p>	<p><u>きに調査票が地方運輸局長に送付されたものとみなす。</u></p> <p><u>イ 地方運輸局長は、受理した調査票を審査整理し、国土交通大臣に送付する。</u></p> <p><u>ただし、第4号様式の2、第4号様式の3及び第4号様式の4による報告が電子情報処理組織を使用してなされた場合は、地方運輸局長が審査整理を終了したときに調査票が国土交通大臣に送付されたものとみなす。</u></p> <p><u>ウ 国土交通大臣は、受理した調査票を審査集計する。</u></p> <p><u>エ 国土交通大臣は、集計の一部を統計調査の製表業務に精通し、かつデータの機密を保持できる組織に委託する。</u></p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>国土交通大臣は、集計の結果をインターネット等を利用して次の要領により公表するものとする。</p> <p><u>ア 毎月の分については、「自動車輸送統計月報」により、その年間分については、「自動車輸送統計年報」により公表する。</u></p> <p><u>イ 8の(1)のウに掲げる事項については、「自動車輸送統計報告書」により、8の(1)のエに掲げる事項については、「特別積合せトラック調査報告書」により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>ア 毎月の分については、調査月経過後2か月以内に、その<u>年間</u>合計分については、調査年度経</p>	<p>・特別積合せトラック調査の廃止、調査対象の範囲の変更等に伴う大調査と小調査の区分の廃止のため</p> <p>・特別積合せトラック調査の廃止、調査対象の範囲の変更等に伴う大調査と小調査の</p>
--	--	---

<p>か月以内にそれぞれ公表する。</p> <p>10 使用する統計基準 <u>この調査の結果は、自動車輸送の実態を明らかにするため、業態別、車種別等の輸送ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</u></p>	<p>過後6か月以内に公表する <u>イ 8の(1)のウに掲げる事項については、毎年3回、調査期間経過後6か月以内に、8の(1)のエに掲げる事項については、毎年2回、調査月経過後6か月以内に公表する。</u></p> <p>10 使用する統計基準 <u>自動車輸送統計調査については、自動車輸送の実態を明らかにするため、登録自動車及び軽自動車を調査対象として、国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施し、貨物輸送・旅客輸送・燃料消費量ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</u></p> <p><u>附則 6の(2)のアの調査票第2号様式による特別積合せトラック調査について、平成21年調査は休止する。</u></p>	<p>区分の廃止のため</p> <p>・調査対象の範囲の変更及び燃料消費量の調査事項からの削除に伴う表章区分等の変更のため</p> <p>・特別積合せトラック調査の廃止のため削除</p>
---	--	---

自動車輸送統計調査要綱（案）

昭和35年4月 1日 承認
平成 年 月 日 最終変更
平成 年 月 日 施行

1 調査の名称

自動車輸送統計調査

2 調査の目的

自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所

イ 貨物及び人の輸送の用に供する自動車

ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。

(ア) 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車（旅客自動車に限る。）及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車

(イ) 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車

(ウ) 輸送統計作成上調査の必要がないと思われる自動車

4 報告を求める者

(1) 数

別表における調査票様式の区分ごとに、次に掲げる数のおりとする。

ア 第1号様式の1及び第1号様式の2

約2,000事業所（母集団事業所数約15万事業所）

イ 第2号様式 約9,700両（母集団数約637万両）

ウ 第3号様式 約250両（母集団数約11万両）

エ 第4号様式 約500両（母集団数約27万両）

オ 第3号様式の2 約800事業所

カ 第3号様式の3 約3,200事業所

キ 第3号様式の4 約100事業所

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

ア 国土交通大臣は、別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、自動車運送事業者情報に基づく事業所単位によ

る層化抽出により調査対象の事業所を選定する。

なお、抽出における層は、次のとおりとする。

(ア) 地域別 (運輸局)

(イ) 保有車両規模別

また、第1号様式の2の調査票による調査については、第1号様式の1で選定した事業所が保有する自動車のうち、車種別 (普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車及び軽貨物自動車) にそれぞれ自動車登録番号の小さいものから2台選定する。

イ 国土交通大臣は、別表のうち、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車登録ファイル等に基づく車両単位による層化抽出により調査対象の自動車を選定する。

なお、抽出における層は、次のとおりとし、抽出に当たっては、系統抽出の方法を用いる。

(ア) 地域別 (運輸監理部及び運輸支局)

(イ) 業態別 (事業用自動車及び自家用自動車)、車種別 (普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車、乗合旅客自動車 (事業用自動車に限る。)) 及び乗用自動車 (事業用自動車に限る。))

ウ 国土交通大臣は、別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、すべての事業所を選定する (ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る)。

(3) 報告義務者

ア 別表のうち、第1号様式の1及び第1号様式の2の調査票による調査については、貨物自動車運送事業を営む者とする。

イ 別表のうち、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の調査票による調査については、自動車検査証に記載されている自動車の使用者とする。

ウ 別表のうち、第3号様式の2の調査票による調査については、一般乗合旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の3の調査票による調査については、一般貸切旅客自動車運送事業を営む者、第3号様式の4の調査票による調査については、特定旅客自動車運送事業を営む者とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 別表のうち、第1号様式の1の調査票による調査については、次のとおりとする。

(ア) 保有車両数

(イ) 走行距離

(ウ) 輸送貨物の品目及び重量

(エ) 前各号に関連する事項

イ 別表のうち、第1号様式の2、第2号様式、第3号様式及び第

4号様式の調査票による調査については、次のとおりとする。

- (ア) 自動車の種類
- (イ) 主な用途（旅客自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び貨物自動車のうち事業用自動車に限る。）
- (ウ) 最大積載量又は乗車定員
- (エ) 輸送回数
- (オ) 輸送区間
- (カ) 走行距離
- (キ) 輸送貨物の重量又は輸送人員
- (ク) 輸送貨物の品目（貨物自動車に限る。）
- (ケ) 休車日数
- (コ) 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類（貨物自動車のうち、自家用自動車に限る。）
- (サ) 前各号に関連する事項

ウ 別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査については、次のとおりとする。

- (ア) 輸送人員
- (イ) 走行距離
- (ウ) 運行回数
- (エ) 保有車両数
- (オ) 前各号に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 調査対象自動車1両の調査期間は、貨物自動車については毎月7日間、旅客自動車については毎月3日間とする。

イ 別表のうち、第1号様式の1、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査の調査期間は、毎月1か月間とする。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省－民間事業者－報告義務者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

ア 調査は、郵送・自計方式により行う。

ただし、別表のうち、第3号様式の2、第3号様式の3及び第3号様式の4の調査票による調査への報告は、国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 調査票の配布及び回収、照会対応等の業務を民間事業者に委託する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

報告義務者は調査票に所定の事項を記入し、調査の期間満了後15日以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

なお、報告が電子情報処理組織を使用して行われた場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに調査票が国土交通大臣に提出されたものとみなす。

8 集計事項

集計事項は、別添のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

国土交通大臣は、集計の結果をインターネット等を利用して毎月の分については、「自動車輸送統計月報」により、その年度合計分については、「自動車輸送統計年報」によりそれぞれ公表する。

(2) 公表の期日

毎月の分については、調査月経過後2か月以内に、その年度合計分については、調査年度経過後6か月以内にそれぞれ公表する。

10 使用する統計基準

この調査の結果は、自動車輸送の実態を明らかにするため、業態別、車種別等の輸送ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票の保存期間は、2年間とする。

(2) 集計表の保存期間は、5年間とする。

(3) 調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）は、永年保存とする。

(4) 調査票及び集計表並びにこれらを収録した電磁的記録は、国土交通大臣が保存する。

12 立入検査等の対象とすることができる事項

当該事項なし

附則

別表

調査票様式の区分別調査対象の範囲

調査票様式	調査対象の範囲	
	属性	自動車の種別
第1号様式の1 第1号様式の2	事業所及び 貨物自動車	貨物自動車運送事業を営む事業所に保有されている事業用自動車
第2号様式	貨物自動車	自家用自動車 (登録自動車のうち貨物自動車に限る。)
第3号様式	旅客自動車	①一般乗合旅客自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③特定旅客自動車運送事業 を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第4号様式	旅客自動車	①一般乗合旅客自動車運送事業 ②一般乗用旅客自動車運送事業 ③特定旅客自動車運送事業 を営む事業所に保有されている乗車定員10人以下の事業用自動車
第3号様式の2	事業所	一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第3号様式の3	事業所	一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
第3号様式の4	事業所	特定旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車

自動車輸送統計調査の月次及び年次についての集計事項は次のとおりとする。

1 総括表

- (1) 輸送トン数の推移
- (2) 輸送トンキロの推移
- (3) 輸送人員の推移
- (4) 輸送人キロの推移

2 貨物輸送

- 2-1 貨物輸送量
- 2-2 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トン数
- 2-3 地方運輸局別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 2-4 地方運輸局別・業態別・車種別能力トンキロ
- 2-5 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トン数
- 2-6 6 大都府県別・業態別・車種別輸送トンキロ
- 2-7 業態別・車種別・品目別輸送トン数
- 2-8 地方運輸局別・品目別輸送トン数

3 旅客輸送

- 3-1 旅客輸送量
- 3-2 地方運輸局別・車種別輸送人員
- 3-3 地方運輸局別・車種別輸送人キロ
- 3-4 地方運輸局別・車種別能力人キロ
- 3-5 6 大都府県別・車種別輸送人員
- 3-6 6 大都府県別・車種別輸送人キロ
- 3-7 営業用バス（乗合・貸切）都道府県別輸送量